

<記載例>

- * この記載例は、①登記名義人（登記記録上の所有者／法務太郎）が亡くなって、その子（第一次相続人／法務一郎ら）が相続人となった後、②法務一郎が亡くなってその子（第二次相続人／法務優子・法務健人）及び配偶者（法務貴子）が相続人となった場合に、法務優子と法務健人において、自らが相続人である旨の申出を行う場合のものです。
- * 第二次相続人である二人が連名で申出書を作成する場合の例です（それぞれが個別に自らが相続人である旨の申出を行うこともできます。）。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

相 続 人 申 出 書

申出の目的 相続人申告

法務太郎（注１）の相続人

相続開始年月日 平成○年○月○日（注２）

○県○市○町二丁目 1 2 番地
法務 一郎（注３）

法務一郎（注４）の相続人

相続開始年月日 平成○年○月○日（注５）

（申出人） ○県○市○町二丁目 1 2 番地
 法務 優子（注６）
 （氏名ふりがな ほうむ ゆうこ）
 （生年月日 昭和○○年○月○日）（注７）
 連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（注８）

（申出人） ○県○市○町二丁目 1 2 番地
 法務 健人
 （氏名ふりがな ほうむ けん）
 （生年月日 昭和○○年○月○日）
 連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

添付情報（注９）

第一次相続人が登記名義人の相続人であることを証する情報（注１０）（注１１）

第一次相続人の住所証明情報（注１２）

申出人が第一次相続人の相続人であることを証する情報（注１０）

申出人の住所証明情報（注１３）

令和○年○月○日申出 ○○ 法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

不動産の表示（注１４）

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（注１５）
所 在 ○市○町一丁目
地 番 2 3 番

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所 在 ○市○町一丁目 2 3 番地
家 屋 番 号 2 3 番

相続関係説明図例（相続人申告登記用）（注9）

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

最後の住所 ○県○市○町○番地

死亡 令和○年○月○日

（被相続人）

法務 太郎



（法務 町子）

住所 ○県○市○町二丁目 1 2 番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成○年○月○日

（第一次相続人）

法務 一郎



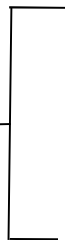
（法務 貴子）

住所 ○県○市○町二丁目 1 2 番地

出生 昭和○年○月○日

（申出人）

法務 優子



住所 ○県○市○町二丁目 1 2 番地

出生 昭和○年○月○日

（申出人）

法務 健人

* これは、記載例です。この記載例を参考に、登記名義人（被相続人）、中間の相続人、申出人について作成してください。

登記名義人、中間の相続人、申出人以外の者については、適宜記載を省略して差し支えありません。

＜解説及び注意事項等＞

- (注1) 登記名義人（登記記録上の所有者）である被相続人（亡くなった方）の氏名を記載します。
- (注2) 登記名義人（登記記録上の所有者）である被相続人（亡くなった方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注3) 登記名義人（登記記録上の所有者）の相続人（亡くなった第一次相続人）の住所及び氏名を記載します。
住所については、戸籍の証明書（戸除籍謄本等）に記載されている第一次相続人が死亡したときの本籍又は住民票上の最後の住所を記載してください。
- (注4) (注3)の相続人（亡くなった第一次相続人）の氏名を記載します。
- (注5) (注3)の相続人（亡くなった第一次相続人）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注6) 申出人の住所及び氏名を記載します。住民票に記載されているとおり正確に記載してください。
なお、押印は不要です。
- (注7) 住民票上の申出人の氏名のふりがな及び生年月日を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
※ 登記所において、記載された情報により住基ネットに照会を行い、住基ネットから提供された住所と申出書に記載された住所が合致しているかどうかを確認します。
なお、住民票に記載のない方（国内に住所のない方）については住所証明情報の提出を省略することはできません。
- (注8) 申出書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの）を記載してください。
- (注9) 登記名義人（登記記録上の所有者）である被相続人（亡くなった方）、（注3）の相続人（亡くなった第一次相続人）、申出人の相続関係を明らかにした「相続関係説明図」（記載例の2枚目参照）が提出された場合には、申出書に添付した戸籍の証明書（戸除籍謄本等）及び住民票の写しを、登記の調査が終了した後にお返しすることができます（これを原本還付の手続といいます。）。
- (注10) 一般的に、①登記名義人（登記記録上の所有者）である被相続人（亡くなった方）の死亡した日が分かる戸籍の証明書（戸除籍謄本等）、②（注3）の相続人（亡くなった第一次相続人）が被相続人の子であることが分かる戸籍の証明書、③第一次相続人の死亡した日が分かる戸籍の証明書、④申出人が第一次相続人の子であることが分かる戸籍の証明書、⑤第一次相続人の死亡した日以後に発行された申出人についての戸籍の証明書が必要になります。①～⑤で重複するものがある場合には、重ねて同じものを添付する必要はありません。

なお、どの戸籍の証明書が必要かの判断が難しい場合には、㉗被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍の証明書、㉘第一次相続人の出生から死亡までの全ての戸籍の証明書、㉙申出人の現在の戸籍の証明書を提出いただいても差し支えありません。

また、法務局の「法定相続情報証明制度」を御利用いただいている場合には、それぞれの法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申出書に記載することで、上記㉘～㉙の証明書の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（https://houshukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）を参照してください。

戸籍の証明書の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。

- (注 11) (注 1) の被相続人（亡くなった方）の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記名義人（登記記録上の所有者）であることが分かる、被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の表示の記載のある戸籍の附票の写し等が必要となります。
- (注 12) (注 3) の住所として、第一次相続人が死亡したときの本籍を記載した場合は提出する必要はありません。
(注 3) の住所として、第一次相続人の住民票上の最後の住所を記載した場合は、住民票の除票の写し等が必要となります。
- (注 13) 申出人の住民票の写し（原本）です。住民票上の申出人の氏名のふりがな及び生年月日を記載した場合は、提出する必要はありません（注 7 参照）。
なお、住民票の写しを提出する場合は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを取得し提出してください。
また、申出人の現在の住所が記載されている法定相続情報一覧図の写しを提出するか、その法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申出書に記載することで、住所証明情報の添付に代えることができます。
- (注 14) 申出をする不動産を、登記記録（登記事項証明書や登記情報提供サービス上の情報）に記載されているとおりに正確に記載してください。
- (注 15) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を省略することができます。
- (注 16) 申出書が複数枚にわたる場合は、各用紙のページ数と総ページ数を記載してください。

*** 注意**

この申出による登記（相続人申告登記）には、次のような留意点がありますので、この申出後、できるだけ早めに相続人の間で遺産分割の話し合いを行っていたき、その結果に基づく相続登記をしていただきますようお願いいたします。

- ・ 相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途相続登記をする必要がある。
- ・ この申出によっては、遺産分割の結果に基づく相続登記の義務を履行することができない。